

令和7～11年度 青森労働局の
業務用自動車賃貸借業務一式
仕様書

令和7年8月
青森労働局

1 件名

令和7～11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

2 業務概要

青森労働局（管内の労働基準監督署、公共職業安定所及び同出張所を含む。以下同じ。以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。

3 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和8年2月1日（予定）から令和12年3月31日までの50月とする。

なお、履行開始日までに納車が間に合わない場合は、同等車種の代車（レンタカー可）を納車することも可能とするが、その場合でも令和8年3月31日までに納車すること。やむを得ず令和8年3月31日を過ぎる場合は、事前に契約担当官に承認を得ること。

4 契約方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

（別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）

5 調達内容

（1）自動車の仕様

別紙1から別紙3に掲げる基準を満たす新車であること。

（2）賃貸借台数

3台

小型乗用車4WD（5人乗り）スタッドレスタイヤあり3台

・・・①②③

（3）納車場所

青森労働局 労働基準部

・・・①

（青森市新町2-4-25 青森合同庁舎）

青森労働局 職業安定部

・・・②

（青森市新町2-4-25 青森合同庁舎）

青森公共職業安定所

・・・③

（青森市中央2-10-10）

（4）自動車保険の加入

上記（2）の3台については、ア～ウを満たす保険に加入すること。

ア 保険の種類

自動車保険（フリート契約）

イ 補償内容

- (ア) 対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし）
- (イ) 対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責なし）
- (ウ) 車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責10万円）

ウ 特約その他

- (ア) 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
 - (イ) 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
 - (ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
 - (エ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
 - (オ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
 - (カ) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受注者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、労働局に提出すること。
- (5) 労働局における自動車の状況
労働局における自動車の年間走行距離は別紙4のとおりである。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙5）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制を構築すること。

(2) 納車の対応

賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、納車期間が判明したら、具体的な納車日について労働局職員と調整を行い、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書（受注者所定の様式で可。）を別紙5による納車先の担当者へ提出し、車両の点検を受けること。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

労働局職員から継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受注者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

- ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、スパークプラグ等修理含む）
- イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）
- ウ オイルエレメント交換（年1回）
- エ エアフィルター交換（年1回）
- オ バッテリー交換・補充（必要回数）
- カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保

するため、その都度協議の上、負担について決定し、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受注者所定の様式で可。）を別紙5による納車先の担当者へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、その都度協議の上、負担について決定し、速やかに必要な対応を行うこと。

(5) タイヤ交換等に係る対応

労働局職員からタイヤの交換（シーズンごとのタイヤの履き替え）依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受注者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

(6) 点検修理時の代車に係る対応

上記（3）から（5）までの対応を完了するために48時間以上の時間を要することが見込まれる場合には、受注者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

(7) 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

労働局から事故の報告を受けたときは、それが保険対応の事故である場合は自賠責保険及び自動車保険に係る諸手続を行うこと。

イ 損害資料の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること（加入する保険会社等が作成・収集したものを含む。）。

(ア) 損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）

(イ) 関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）

(ウ) 過失割合に関する資料（判例タイムズ等）の添付（根拠となる判例等の提示を含む）

(エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）

(オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

ウ その他

(ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。

(イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

(8) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないように、労働局担当及び別紙5による納車先の担当者と十分に調整すること。

7 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所（支店・営業所等）の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」（別紙6）を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

8 その他

(1) 自動車の維持に係る費用（別紙7）については、車両の安全な運行を確保するため、その都度協議の上、負担について決定すること。

(2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受注者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。

(3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏えいしないこと。

(4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

9 検査

(1) 仕様書に則って、納入成果物（作業報告書（別紙6））を提出すること。その際、青森労働局検査員、労働基準監督署検査員又は公共職業安定所検査員の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。

(2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受注者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物を全て納品すること。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

青森労働局 総務部 総務課 電話番号 017-734-4111
担当：総務課長補佐、会計第1係長、会計第1係

11 その他

細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境性能に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第7条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

自動車の購入等に係る契約における環境性能の評価指標は燃費であり、標準値はグリーン購入法に基づく基本方針に定める車種別・燃料種別の燃費基準値とし、目標状態の燃費目標値は車種・燃料種によらず燃費基準値の2倍とする。

加算点は、50点を満点とし、燃費目標値以上の場合にあっては50点を上限（満点）とする。加算点は、入札者が納品しようとする自動車が評価指標において、目標値と基準値の間のどの位置にあるのかを評価することとし、具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえ、加算点の満点は50点、燃費目標値は燃費基準値の2倍であることから、

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

となり、「環境性能に対する得点」は、以下で算出することとなる。

「環境性能に対する得点」＝

(100 + 加算点) × 3台【仕様書 小型乗用車①②③】

③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円を除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

WLTCモードによる燃費値を使用するものとする。

令和7～11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式 仕様書①

類型		小型乗用車（四輪（ガソリン）自動車）※軽四輪自動車を除く
駆動方式等		4WD
スタッドレスタイヤ装着の有無		有
台数		1台
総排気量		900cc～1,500cc
車両重量		1,500kg以内
全長		4,700mm以内
全幅		1,700mm以内
全高		2,000mm以内
荷室		分割可倒式リアシート
乗車定員		5名
トランスミッション		オートマチック限定免許で運転可能なもの
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン
車体の色		シルバー、グレーのいずれかを基調としたもの
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車もしくは平成30年基準排出ガス75%低減レベル適合車
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	全車に装備
	ETC車載器	必須（セットアップ作業の実施を含む）
	空調	オート又はマニュアルエアコン
	室内寸法 長	2,000mm以上
	カーナビゲーション	必須（セットアップ作業の実施を含む） 純正品のカーナビが、Bluetooth機能等によるスマートフォンとの接続を必須とする場合、スマートフォンとの接続が不要のカーナビを別途装備すること
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受注者において更新作業及び更新SDカードを用意すること
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
サイドバイザー	前席、後席分	
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	
冬期	寒冷地仕様	有
		（無い場合は通常装備より大容量バッテリー等を装着していること）
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること シーズン毎の交換については受注者で行うこと
冬用ワイパー	フロント、リアを用意すること 摩耗時の交換については受注者で行うこと	

安 全 装 備

安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

令和7～11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式 仕様書②

類型		小型乗用車（四輪（ガソリン）自動車）※軽四輪自動車を除く	
駆動方式等		4WD	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	
台数		1台	
総排気量		900cc～1,500cc	
車両重量		1,500kg以内	
全長		4,700mm以内	
全幅		1,700mm以内	
全高		2,000mm以内	
荷室		分割可倒式リアシート	
乗車定員		5名	
トランスミッション		オートマチック限定免許で運転可能なもの	
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン	
車体の色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車もしくは平成30年基準排出ガス75%低減レベル適合車	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	ETC車載器	必須（セットアップ作業の実施を含む）	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	
	室内寸法 長	2,000mm以上	
	カーナビゲーション	必須（セットアップ作業の実施を含む） 純正品のカーナビが、Bluetooth機能等によるスマートフォンとの接続を必須とする場合、スマートフォンとの接続が不要のカーナビを別途装備すること	
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受注者において更新作業及び更新SDカードを用意すること	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	
	フロアマット	前席、後席分	
サイドバイザー	前席、後席分		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具		
冬期	寒冷地仕様	有 (無い場合は通常装備より大容量バッテリー等を装着していること)	
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること シーズン毎の交換については受注者で行うこと	
	冬用ワイパー	フロント、リアを用意すること 摩耗時の交換については受注者で行うこと	

安 全 装 備

安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

令和7～11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式 仕様書③

類型		小型乗用車（四輪（ガソリン）自動車）※軽四輪自動車を除く
駆動方式等		4WD
スタッドレスタイヤ装着の有無		有
台数		1台
総排気量		900cc～1,500cc
車両重量		1,500kg以内
全長		4,700mm以内
全幅		1,700mm以内
全高		2,000mm以内
荷室		分割可倒式リアシート
乗車定員		5名
トランスミッション		オートマチック限定免許で運転可能なもの
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン
車体の色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車もしくは平成30年基準排出ガス75%低減レベル適合車
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	全車に装備
	ETC車載器	どちらでも可（有りの場合はセットアップ作業の実施を含む）
	空調	オート又はマニュアルエアコン
	室内寸法 長	2,000mm以上
	カーナビゲーション	必須（セットアップ作業の実施を含む） 純正品のカーナビが、Bluetooth機能等によるスマートフォンとの接続を必須とする場合、スマートフォンとの接続が不要のカーナビを別途装備すること 納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受注者において更新作業及び更新SDカードを用意すること
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
	サイドバイザー	前席、後席分
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具
冬期	寒冷地仕様	有 (無い場合は通常装備より大容量バッテリー等を装着していること)
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること シーズン毎の交換については受注者で行うこと
	冬用ワイパー	フロント、リアを用意すること 摩耗時の交換については受注者で行うこと

安 全 装 備

安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

通番	官署名	納車住所	仕様書 小型乗用車	年間見込走行 距離（年・km）
1	青森労働局 労働基準部	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	①	11,527km
2	青森労働局 職業安定部	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	②	4,370km
3	青森公共職業安定所	青森市中央2-10-10	③	4,435km

通番	官署名	納車先			事業所				整備工場			
		住所	電話番号	担当者	名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	青森労働局 労働基準部	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4114	課長室長補佐、庶務担当者	〇〇〇〇	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
2	青森労働局 職業安定部	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-721-2000	安定課長補佐、庶務担当者	〇〇〇〇	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
3	青森公共職業安定所	青森市中央2-10-10	017-715-5424	庶務課長、庶務担当者	〇〇〇〇	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和7～11年度 青森労働局管内の業務用自動車賃貸借業務一式 作業計画書及び報告書

別紙6

※予定はセルを黄色に色づけすること

通番	官署名	仕様書 小型乗用車	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	6か月安全 点検日	法定12か月 点検日	継続検査	備考
1	青森労働局 労働基準部	①	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙のとおり
2	青森労働局 職業安定部	②	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
3	青森公共職業安定所	③	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

都度列を追加

事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること。

○ リース代金に含まれる項目

車両費用	車両代金	受注者の負担とすること
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	契約期間中対応
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責なし）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。 ② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。 ③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
メンテナンスサービス	継続車検整備	納車・引き取りを含まない。
	12か月点検	納車・引き取りを含まない。
	6か月点検	納車・引き取りを含まない。
	事故修理	納車・引き取りを含まない。
	一般修理・故障修理	納車・引き取りを含まない。
	一般消耗品部品交換	バッテリー交換及びライトの電球交換、エアコンのヒューズ交換及びエアコンガス充填を含む
	エンジンオイル交換	車検、12か月点検、6か月点検時に必要があれば交換を行う。
	オイルエレメント交換	車検、12か月点検、6か月点検時に必要があれば交換を行う。
	エアフィルター交換	車検、12か月点検、6か月点検時に必要があれば交換を行う。
	バッテリー交換・補充	上記「一般消耗品部品交換」時、車検、12か月点検、6か月点検時に必要があれば交換を行う。
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数・ホイールバランスを含む
	点検修理時の代車	2日以上の法定整備及び故障整備の際に対応